

尼崎市現業評議会との 交渉状況

平成 29 年度第 4 号
通 算 第 30 号
平成 29 年 12 月 1 日
尼崎市役所総務局
人事管理部給与課

平成 29 年度給与改定等について

日時・場所

平成 29 年 11 月 24 日（金）午後 7 時 40 分～午後 8 時 10 分（中央公民館 25 号室）

今回の交渉の主な目的

平成 29 年度給与改定及び降格時号給対応表の導入について、前回に引き続き協議を重ねた。

組合への提案

（修正メモ）降格時号給対応表の導入について

[別紙](#)

具体的な交渉内容

1 平成 29 年度給与改定について

現業評議会の主張	当局の回答
技能労務職給料表 3 級最高号給に分布している職員は 82 名いるとのことであったが、そのうち交通局からの転籍者でない者は何名いるのか。	平成 29 年 4 月 1 日時点で、交通局からの転籍者でない者は 25 名である。
最高号給に到達すると昇給が停止するため、職員のモチベーションが低下するのではないかと危惧している。昇給停止期間がどの程度継続するかを把握するためにも、技能労務職給料表 3 級最高号給に分布している職員の年齢構成を示していただきたい。	現在、正確な数値を持ち合わせていないため、後日、窓口にて回答する。

<p>技能労務職給料表 3 級最高号給に多くの職員が分布している状況を解消するためには、現在のところ新しく作業長ポストを設けるしかないと考えている。現業評議会としても、処遇のために作業長ポストを設けることができないことは承知しているが、問題解決に取り組んでいきたいと考えている。当局の見解はどうか。</p>	<p>もともと行政職給料表が適用されていた職員を技能労務職給料表に切り替えたことを考慮すると、3 級最高号給に多くの職員が分布していることにやむを得ない面があるのは事実であるが、当局としても何ら問題意識を持っていないわけではない。ただし、安易に作業長ポストを設けることはできないことは現業評議会もご承知のとおりであり、簡単に解決できる問題ではないし、今のところ良い対応策はないと言わざるを得ない。</p>
<p>今回の給与改定に係る差額支給のスケジュールは、どのようなものとなるのか。</p>	<p>給与改定に伴う差額については 12 月末の支給を目指しているが、国の法改正の動向に左右される部分もあり、3 月の支給となる可能性もある。</p>

課題解決への方向性

回答期限である 11 月 30 日までに一定の判断をするよう伝え、組合も地公労統一妥結を目指して判断するとの意向を示した。

2 降格時号給対応表の導入について

現業評議会の主張	当局の回答
<p>作業長が作業主任になることを希望した場合、作業主任になることができるのか。</p>	<p>アウトソーシング等によって作業長が異動しなければならない際に異動先の職場に作業長ポストがない場合など、やむを得ず作業長が作業主任となる場合はあり得るが、これはあくまでも例外的な対応であり、現在、作業主任の新たな任用を行っていないことから、職員の希望により作業主任となることは認められない。この点は、行政職給料表適用者において係長が降格する場合、主任ではなく主事となることと同様である。</p>
<p>前回の交渉において、作業長が 3 級に降格する場合でも今回の見直しの影響を受けないケースが示されたが、現在の作業長で今回の見直しの影響を受ける者はいるのか。</p>	<p>今回の見直しの影響を受ける可能性のある作業長は、平成 29 年 4 月 1 日時点で 8 名である。</p>

<p>実施時期を遅らせることはできないのか。</p>	<p>前回の交渉内容を踏まえ、改めて検討した結果、現在希望降任を検討している者がいる可能性を考慮して、実施時期を1年遅らせて平成31年4月1日に修正する用意はある。この内容で妥結に至ることができるのであれば修正メモを配布するが、組合の意見はどうか。</p>
<p>実施時期の延期を踏まえた上で今回の提案について合意するかどうかについては、後日、窓口にて示すので、修正メモも窓口にて提供していただきたい。</p> <p>ちなみに、市職労に対しては、どのような対応をとるのか。</p>	<p>同様に実施時期を遅らせる予定である。</p>

課題解決への方向性

組合はこれまでの交渉を踏まえ、一定の判断を行うこととした。実施時期を延期する修正メモについては、後日、窓口で手渡した。

以 上
(給与課)

降格時号給対応表の導入について（メモ）

H29.11.29

「降格時号給対応表の導入について（メモ）」の「2 実施時期」を次のとおり修正する。

2 実施時期

平成 31 年 4 月 1 日

以 上
（給与課）

参考

降格時号給対応表の導入について（メモ）

H29.11.15

職員が降格をする場合の降格後の号給の決定方法について、昇格時と降格時との不均衡を解消するため、次のとおり降格時号給対応表により決定する方法に改める。

1 改正内容

職員が降格をする場合、降格前に受けていた号給の額と同額（同額がない場合は当該額の直近下位の額）の号給に決定するものとしている現行の取扱いについて、別紙の技能労務職給料表降格時号給対応表により決定するものに改める。

2 実施時期

平成 30 年 4 月 1 日

3 諾否期限

平成 29 年 11 月 30 日

以 上
（給与課）

妥結事項

11月15日及び24日の2回にわたる交渉の結果を受け、11月30日に次の項目について合意に至った。

1 平成29年度給与改定

(1) 給料表 [平成29年4月1日適用]

技能労務職給料表について、平成29年11月15日付けメモのとおり改定する。

(2) 生活補給金基準額 [平成29年4月1日適用]

給料表の改定に伴い、技能労務職給料表適用者の生活補給金に係る基準額について、次のとおり改定する。

年齢	現行	改定後	引上額
30歳	203,600円	204,400円	800円
31歳	208,600円	209,400円	800円
32歳	213,500円	214,300円	800円
33歳	218,400円	219,200円	800円
34歳	222,300円	223,100円	800円
35歳	226,400円	227,200円	800円
36歳	230,400円	231,200円	800円
37歳	234,100円	234,900円	800円
38歳	237,800円	238,600円	800円
39歳	241,500円	242,200円	700円
40歳以上55歳未満	245,200円	245,900円	700円

H23.1.31時点で在職中の職員は、別途設定の行政職給料表適用者に係る基準額を適用する。

2 降格時号給対応表の導入 [平成31年4月1日実施]

職員が降格をする場合、降格前に受けていた号給の額と同額（同額がない場合は当該額の直近下位の額）の号給に決定するものとしている現行の取扱いについて、平成29年11月15日付けメモのとおり技能労務職給料表降格時号給対応表により決定するものに改める。